

岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付環政計発第2203301号。以下「国要綱」という。）及び愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（平成27年4月1日適用。以下「県要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、地球温暖化対策設備を設置し、使用又は所有する者（以下「設置者等」という。）に対して、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネルギー化の推進及び災害時に活用可能な自立・分散型エネルギーの導入促進を図り、岡崎産再エネ電気の活用をはじめとした、エネルギーの地産地消及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

(対象設備)

第3条 補助金交付の対象となる地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、その詳細は別表1に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用地球温暖化対策設備
- (2) 事業用地球温暖化対策設備
- (3) PPA モデル活用地球温暖化対策設備

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号の要件を全て満たし、かつ、前条の規定する対象設備の区分に応じ、別表2に定める要件を満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。この場合において、別表2(3)に規定するPPA事業者にあつては、対象設備が設置される需要家についても市税を滞納していないことを含むものとする。

- (2) 岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年岡崎市条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、別表 1 に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、同表(1)及び(2)-ア並びに(6)から(13)に掲げる対象設備については、補助対象事業の実施に際して 2 者以上からの見積りを取り、比較検討していること。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表 1 に定める額とする。

- 2 前項に規定する補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その配分は、別に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備に係る事業に着手する日の 21 日前までに、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書に、別表 3 に掲げる書類を添えて、当該年度の 12 月 28 日までに市長に提出しなければならない。

- 2 別表 1 (1)、(2)-ア及び(6)から(13)までに掲げる対象設備を申請しようとする者は、当該対象設備に係る契約を締結した日が、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金」交付額に係る国からの市への通知が到達した日として市長が別に定める日以後でなければ、前項の規定による提出をすることができない。
- 3 第 1 項の規定による申請は、同一年度内に 1 回に限り行うことができる。ただし、別表 2 (3)に規定する PPA 事業者にあつてはこの限りではない。
- 4 別表 1 (2)-アについては(1)を、(9)については(8)を、(13)については(12)を同時に設置する場合に限り、第 1 項の規定による提出を行うことができる。また、同表(2)-ウに掲げる対象設備については、(2)-ア又は(2)-イに掲げる対象設備と併せて申請することはできない。
- 5 第 1 項に規定する提出については、窓口への持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送による場合、その提出日は窓口に到達した日とする。
- 6 第 1 項の規定による申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、前条第 2 項の規定により定められた配分の単位ごとに予算額を超えるときは、当該配分に係る受付を停止する。この場合において、予算額を超えることと

なった日に当該配分に係る申請が複数提出されたときは、当該申請をした者に限り抽選を行い、当該配分における受付の順位を決定するものとする。また、同時に申請した他の配分の単位に予算の残額があるときは、当該他の配分に係る申請については、これを受理することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに条件を付することができる。

(事業の着手)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定の日以後でなければ、対象設備に係る事業に着手してはならない。

(補助事業の変更及び取下げ)

第10条 交付決定者は、交付申請時の対象設備に関する内容を変更する場合は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金変更計画書（以下「変更計画書」という。）を提出しなければならない。また、次の各号のいずれかに該当するときは、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金変更等申請書（以下「変更等申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請額が減額となるとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき（交付決定の取下げ）。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を書面により交付決定者に通知するものとする。

(地位の承継)

第11条 交付決定者について、交付対象である施設を相続した個人、又は合併等により事業の承継を受けた法人（以下「承継人等」という。）は、当該交付決定者の地位を承継することができる。

2 承継人等は、前項の規定により地位を承継したときは、速やかに岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金地位承継承認申請書を市長に提出し、その承認を受け

なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を書面により当該承継人等に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了日から起算して60日以内の日、又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する提出については、窓口への持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送による場合、その提出日は窓口に到達した日とする。
- 3 市長は、第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を書面により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条第3項の規定により補助金の額の確定を受けた者は、速やかに岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助金の額の確定を受けた者は、別表5に掲げる対象設備の処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して当該対象設備を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すときは、あらかじめ岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を書面により当該補助金の額の確定を受けた者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる等、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 8 条に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、第 10 条第 1 項に規定する変更等申請書、変更計画書又は第 12 条第 1 項に規定する実績報告書の提出を拒み、又は市長が行う調査等に協力しないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を補助金の交付決定を受けた者又は補助金の額の確定を受けた者に書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、既に補助金を交付した場合において、第 14 条第 1 項の規定による処分承認又は前条第 1 項の規定による取消しをしたときは、補助金の額の確定を受けた者に対し、期限を定めて、補助金の全部又は処分制限期間の年数から既に使用した年数を差し引いた年数を処分制限期間の年数で除して得た値に、当該補助金の額を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部について返還を免除することができる。

- (1) 天災その他の避けることのできない事由により対象設備が滅失し、又は破損したことにより、当該対象設備を処分するとき。
- (2) 対象設備が、補助金の交付時と同一の場所において、引き続き補助金の交付の目的に適って使用されるとき。
- (3) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(現地調査等)

第 17 条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運用を図るため、必要に応じて申請者、交付決定者又は補助金の額の確定を受けた者に対し、報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(期日の特例)

第 18 条 第 7 条第 1 項及び第 12 条第 1 項に規定する提出期限が閉庁日に当たるときは、その日後最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。

(協力要請)

第 19 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要なエネルギー使用量の報告、アンケート調査、データ提供等の協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない事由がある場合を除き、これに協力するものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 11 日から施行する。

別表1（対象設備、区分、補助金の額、補助対象経費、対象設備の要件等）

【区分】第3条第1号 住宅用地球温暖化対策設備

(1) 住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	以下に掲げる額のうち、いずれか低い方の金額：上限63万円 ・補助対象経費の合計額×1/2の額 ・構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又は、パワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW)×7万円の額。※出力の合計値は小数点以下切捨て
補助対象経費	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、太陽光発電設備の発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とし、いずれか10kW未満の設備に限る。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること ・対象設備の補助対象経費が、国が実施するその他の補助制度に係る補助対象経費に該当しないこと ・対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者登録制度に登録のある小売電気事業者（以下「岡崎市地産地消再エネ事業者」という。）が供給する地産電力メニュー（以下「岡崎産再エネ電気」という。）と契約すること。 ・対象設備により発電した余剰電力については岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結すること。 ・対象設備の工事施工については、岡崎市脱炭素関連事業者登録制度に登録のある脱炭素関連事業者（以下「脱炭素関連事業者」という。）に依頼すること

(2)ーア 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額	補助対象経費の合計額×1/3の額：上限35万円

※金額の算定にあたって、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	
補助対象経費	<p>国実施要領別表第 1 に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。</p> <p>※補助対象経費の合計額が導入する蓄電システムの蓄電容量に対して 14.1 万円/kWh 以下であること。なお、蓄電容量の値については、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に登録されている定格容量の値を使用すること。</p>
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国実施要領別紙 2 中 1 アからウ及び、オを満たすこと ・ 国実施要領別紙 2 中 2 ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。ただし、導入する蓄電システムの蓄電容量は 20kWh 未満の設備に限る。 ・ 国の補助事業における補助対象機器として SII により登録されているものであること ・ 対象設備の補助対象経費が、国が実施するその他の補助制度に係る補助対象経費に該当しないこと ・ 対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(2)ーイ 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（岡崎産再エネ電気活用型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
<p>補助金の額</p> <p>※金額の算定にあたって、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。</p>	補助対象経費の合計額×1/5の額：上限 15 万円
補助対象経費	<p>リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成される対象設備の構成費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。※工事費や諸経費等は含まない。</p>
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前又は購入前において未使用品であり、県取扱要領 3(1)に定める設備に関する要件を満たすこと ・ 国の補助事業における補助対象機器として SII により登録されているものであること ・ 対象設備を設置する所在地において、太陽光発電設備と同時に導

	<p>入する場合又は既に太陽光発電設備が設置されている場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約すること。 ・太陽光発電設備により発電した余剰電力については岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結すること。
--	--

(2)ーウ 住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/5の額：上限2万円
補助対象経費	リチウムイオン蓄電池と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等）で構成される対象設備の構成費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。※工事費や諸経費等は含まない。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・設置前又は購入前において未使用品であり、県取扱要領3(1)に定める設備に関する要件を満たすこと ・国の補助事業における補助対象機器としてSIIにより登録されているものであること ・(2)-ア又は(2)-イに掲げる対象設備との併用申請はできないものとする

(3) 電気自動車等充給電設備（V2H）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/5の額：上限10万円
補助対象経費	対象設備の構成費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。※工事費や諸経費等は含まない。
対象設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの ・設置前又は購入前において未使用品であり、県取扱要領3(1)に定

	<p>める設備に関する要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること ・対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約すること。
--	--

(4)ーア 太陽熱利用システム（強制循環型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/5の額：上限4万8千円
補助対象経費	集熱部、貯湯部、蓄熱部、配線・配線器具、配管・配管器具等で構成される対象設備の構成費用及び、据え付けやその他対象設備の設置工事に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。※諸経費は含まない。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部または蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。） ・設置前又は購入前において未使用品であり、県取扱要領3(1)に定める設備に関する要件を満たすこと ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること

(4)ーイ 太陽熱利用システム（自然循環型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/5の額：上限1万6千円
補助対象経費	集熱部、貯湯部、蓄熱部、配線・配線器具、配管・配管器具等で構成される対象設備の構成費用及び、据え付けやその他対象設備の設

	置工事に係る費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。※諸経費は含まない。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部または蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。） ・ 設置前又は購入前において未使用品であり、県取扱要領 3(1)に定める設備に関する要件を満たすこと ・ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたものであること

(5) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額	定額 16 万円
補助対象経費	高断熱外皮、空調設備、省エネルギー設備、給湯設備、換気設備、創エネルギーシステム（太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用したシステム）、HEMS 及びその他国が実施する補助事業の対象となる設備等の費用並びに、対象設備の設置工事に係る費用。（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置前又は購入前において未使用品であり、次のいずれかの要件を満たす ZEH であること。ただし、(1)又は、(2)-アの対象設備と合わせて申請する場合において、当該対象設備の補助対象経費が国の実施する補助事業の補助対象経費と重複する場合は、申請できないものとする。 ① 国が実施する、みらいエコ住宅 2026 事業における GX 志向型住宅として交付決定等を受けた住宅 ② 国が実施する、戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO₂化促進事業における、新築戸建住宅の ZEH・ZEH+化支援に係る ZEH+として交付決定等を受けた住宅 ・ 太陽光発電システムを設置する場合は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「県取扱要領」という。） 3(2)に定める設備に関する要件を満たすこと ・ 対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電

	<p>気と契約すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備により発電した余剰電力については岡崎市地産地消再エネ事業者と売電契約を締結すること。
--	---

(6) 既存建築物断熱改修（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	<p>以下に掲げる場合のうち、該当する金額：上限 120 万円</p> <p>①対象設備に玄関ドアが含まれる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関ドアに係る補助対象経費×1/3の額：上限 5 万円 ・玄関ドア以外に係る補助対象経費×1/3の額：上限 115 万円 <p>②対象設備に玄関ドアが含まれない場合</p> <p>補助対象経費の合計額×1/3の額：上限 120 万円</p>
補助対象経費	国実施要領別表第1に定める費用のうち、既存住宅の断熱改修にかかる高性能建材（窓・ガラス・断熱材・玄関ドア）の購入費用及び必要な工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2エ(ナ)に定める交付要件を満たすこと ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること ・別表1-1に定める既存建築物断熱改修要件を満たすこと ・補助対象部位に、国庫を財源とする他の負担金又は補助金を受けたものが含まれていないこと ・対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約について、岡崎産再エネ電気を契約すること ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(7) 家庭用燃料電池システム（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	住宅用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/2の額：上限 20 万円
補助対象経費	国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと

	<ul style="list-style-type: none">・国実施要領別紙2中2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。・一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。・対象設備の補助対象経費が、国が実施するその他の補助制度に係る補助対象経費に該当しないこと。・対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者が供給する岡崎産再エネ電気と契約すること。・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること
--	--

【区分】第3条第2号 事業用地球温暖化対策設備

(8) 事業用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	事業用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	以下に掲げる額のうち、いずれか低い方の金額：上限200万円 ・補助対象経費の合計額×1/2の額 ・構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又は、パワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW）×5万円の額。※出力の合計値は小数点以下切捨て
補助対象経費	国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、太陽光発電設備の発電量は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とすること。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること ・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(9) 事業用定置用リチウムイオン蓄電システム（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	事業用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/3の額：上限94万円
補助対象経費	<p>国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。</p> <p>※導入する蓄電システムの蓄電容量が20kWh未満の設備については、補助対象経費の合計額が導入する蓄電システムの蓄電容量に対して14.1万円/kWh以下であること。なお、蓄電容量の値については、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に登録されている定格容量の値を使用すること。</p> <p>※導入する蓄電システムの蓄電容量が20kWh以上の設備については、補助対象経費の合計額が導入する蓄電システムの蓄電容量に対</p>

	して16万円/kWh以下であること。なお、蓄電容量の値については、製造者（製造元）のカタログ等に記載されている定格容量の値を使用すること。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと ・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(10) 高効率空調機器（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	事業用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/2の額：上限200万円
補助対象経費	国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと ・国の補助事業における補助対象機器としてSIIにより登録されているものであること ・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備を設置する建築物において、既設の設備の買替えによる導入とし、既設の設備に対して30%以上の省CO₂効果が得られるもの。ただし、導入する対象設備の基数については、買替えを行う既設の設備の基数を超えてはならない。（買替えを行う既設の設備の基数≧導入する対象設備の基数） ・省CO₂効果の算定については、SIIが公開する省エネ計算プログラムやSII省エネ計算フォーマットを用いて算出することとし、算出されたエネルギー使用量(kWh/年)の値をもって削減率を算定すること。 ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(11) 高効率照明機器（重点対策加速化事業活用型）

対象設備の区分	事業用地球温暖化対策設備
---------	--------------

<p>補助金の額</p> <p>※金額の算定にあたって、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。</p>	<p>補助対象経費の合計額×1/2の額：上限100万円</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。</p>
<p>対象設備の要件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと ・国の補助事業における補助対象機器としてSIIにより登録されている調光制御機能付きLED照明器具であること。ただし、以下のいずれかに該当する調光制御機能を有するよう導入すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能） ② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する） ③ 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する） ・以下の固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 光源色が昼光色、昼白色、白色の場合：100以上 ② 光源色が温白色、電球色の場合：50以上 ・対象設備を設置する建築物において、既設の設備の買替えによる導入とし、導入する対象設備の台数については、買替えを行う既設の設備の台数を超えてはならない。（買替えを行う既設の設備の台数≧導入する対象設備の台数）・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

【区分】第3条第3号 PPA モデル活用地球温暖化対策設備

(12) 事業用太陽光発電設備（PPA モデル活用型）

対象設備の区分	PPA モデル活用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	以下に掲げる額のうち、いずれか低い方の金額：上限 200 万円 ・補助対象経費の合計額×1/2の額 ・構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又は、パワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW）×5万円の額。※出力の合計値は小数点以下切捨て
補助対象経費	国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、太陽光発電設備の発電量は、太陽光モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格規格の合計値の低い方とすること。 ・太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること ・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

(13) 事業用定置用リチウムイオン蓄電システム（PPA モデル活用型）

対象設備の区分	PPA モデル活用地球温暖化対策設備
補助金の額 ※金額の算定にあたって、1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。	補助対象経費の合計額×1/3の額：上限 94 万円
補助対象経費	<p>国実施要領別表第1に定める費用のうち、対象設備の導入に必要な費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）。</p> <p>※導入する蓄電システムの蓄電容量が 20kWh 未満の設備については、補助対象経費の合計額が導入する蓄電システムの蓄電容量に対して 14.1 万円/kWh 以下であること。なお、蓄電容量の値については、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に登録されている定格容量の値を使用すること。</p> <p>※導入する蓄電システムの蓄電容量が 20kWh 以上の設備については、補助対象経費の合計額が導入する蓄電システムの蓄電容量に対</p>

	<p>して16万円/kWh以下であること。なお、蓄電容量の値については、製造者（製造元）のカタログ等に記載されている定格容量の値を使用すること。</p>
対象設備の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別紙2中1アからウ及び、オを満たすこと ・国実施要領別紙2中2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと ・国が実施するその他の補助制度を利用しないこと ・対象設備の工事施工については、脱炭素関連事業者に依頼すること

別表 1 - 1 (既存住宅断熱改修要件)

<p>対象となる工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居間又は主たる居室を中心に、回収する部位別に定めた改修率要件を満たした改修をすること。 ※主たる居室とは、就寝以外で在室が長い居室のこと ※改修率要件は「エネルギー計算結果早見表」を参照とすること ・ 過去に、既存住宅断熱改修工事に関する本補助金を受けた住宅でないこと 																	
<p>補助対象となる製品 (窓・ガラス・断熱材)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品（未使用品）であること ・ 断熱材については、次のいずれの要件を満たすこと。 <p>(1) 下表の性能値を満たすこと（重ね貼り可）</p> <p>部位別の必要性能値</p> <table border="1" data-bbox="472 775 1390 943"> <thead> <tr> <th colspan="3">熱抵抗値 (R 値)</th> </tr> <tr> <th>天井</th> <th>外壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.7 以上</td> <td>2.7 以上</td> <td>2.2 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 熱伝導率 (λ 値) が 0.042 以上の断熱材 (グレードが D4 のもの) は、天井断熱工事に用いる吹き込み断熱材とすること</p>	熱抵抗値 (R 値)			天井	外壁	床	2.7 以上	2.7 以上	2.2 以上								
熱抵抗値 (R 値)																		
天井	外壁	床																
2.7 以上	2.7 以上	2.2 以上																
<p>補助対象となる製品 (玄関ドア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓・ガラス・断熱材による改修と同時に導入すること ・ 次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、欄間付き、袖付きの玄関ドアは補助対象外とする <p>(1) 熱還流率が 4.7W / (m² · K) 以下であること</p> <p>(2) 熱還流率を示すことができない場合は、戸と枠の組合せが下表のとおりであること</p> <p>補助対象となる戸と枠の組合せ</p> <table border="1" data-bbox="515 1420 1390 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">戸の仕様 枠の仕様</th> <th>金属製高断熱フラッシュ構造</th> <th>金属製断熱フラッシュ構造</th> <th>金属製フラッシュ構造</th> <th>金属製ハニカムフラッシュ構造</th> <th>金属製又はその他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(複層ガラス又はガラスなし)</td> <td>(複層ガラス又はガラスなし)</td> <td>(複層ガラス又はガラスなし)</td> <td>(複層ガラス又はガラスなし)</td> <td>(複層ガラス又はガラスなし)</td> </tr> <tr> <td>金属製断熱構造</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造	金属製断熱フラッシュ構造	金属製フラッシュ構造	金属製ハニカムフラッシュ構造	金属製又はその他	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	金属製断熱構造	○	○	○	○	×
戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱フラッシュ構造		金属製断熱フラッシュ構造	金属製フラッシュ構造	金属製ハニカムフラッシュ構造	金属製又はその他												
	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)	(複層ガラス又はガラスなし)													
金属製断熱構造	○	○	○	○	×													

	樹脂と 金属の 複合材 料製	○	○	○	○	×																																																								
	金属製 又はそ の他	○	○	○	○	×																																																								
<p>※金属製高断熱フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60mm 以上のものをいう。</p> <p>※金属製断熱フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。</p> <p>※金属製フラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。</p> <p>※金属製ハニカムフラッシュ構造の戸：金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。</p> <p>※金属製熱遮断構造の枠：金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。</p>																																																														
改修する居室等 と部位	<p>・改修率は、延べ床面積に占める補助対象床面積の合計とし、次のとおりとする 改修率（％）＝補助対象床面積合計（㎡）／延べ床面積（㎡）×100</p> <p>・最低改修率は、改修する部位別に下表のとおりとする</p> <p>エネルギー計算結果早見表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">組合 せ番 号</th> <th rowspan="2">改修部 位数</th> <th colspan="4">改修部位</th> <th rowspan="2">最低改修 率（％）</th> </tr> <tr> <th>窓・ガラス</th> <th colspan="3">断熱材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4 部位</td> <td>窓・ガラスの改修</td> <td>天井</td> <td>外壁</td> <td>床</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="4">3 部位</td> <td>窓・ガラスの改修</td> <td>天井</td> <td>外壁</td> <td></td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>天井</td> <td>外壁</td> <td>床</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>窓・ガラスの改修</td> <td></td> <td>外壁</td> <td>床</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>窓・ガラスの改修</td> <td>天井</td> <td></td> <td>床</td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td rowspan="2">2 部位</td> <td></td> <td>天井</td> <td>外壁</td> <td></td> <td>2 5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>天井</td> <td></td> <td>床</td> <td>2 5</td> </tr> </tbody> </table>						組合 せ番 号	改修部 位数	改修部位				最低改修 率（％）	窓・ガラス	断熱材			1	4 部位	窓・ガラスの改修	天井	外壁	床	2 5	2	3 部位	窓・ガラスの改修	天井	外壁		2 5	3		天井	外壁	床	2 5	4	窓・ガラスの改修		外壁	床	2 5	5	窓・ガラスの改修	天井		床	2 5	6	2 部位		天井	外壁		2 5	7		天井		床	2 5
組合 せ番 号	改修部 位数	改修部位				最低改修 率（％）																																																								
		窓・ガラス	断熱材																																																											
1	4 部位	窓・ガラスの改修	天井	外壁	床	2 5																																																								
2	3 部位	窓・ガラスの改修	天井	外壁		2 5																																																								
3			天井	外壁	床	2 5																																																								
4		窓・ガラスの改修		外壁	床	2 5																																																								
5		窓・ガラスの改修	天井		床	2 5																																																								
6	2 部位		天井	外壁		2 5																																																								
7			天井		床	2 5																																																								

8		窓・ガラスの改修	天井			25
9		窓の改修		外壁		40
10		ガラスの改修		外壁		40
11				外壁	床	40
12		窓の改修			床	40
13		ガラスの改修			床	40
14	1部位	窓の改修				100

- ・居間又は主たる居室を含まない改修は、最低改修率を満たしていても補助対象とはならない
- ・補助対象とする改修部位については、原則、改修する居室等の外気に接する部分全てに設置・施工する。また、外気に接する部分のみを補助対象とする
- ・玄関外皮の窓、ガラスを改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスの改修を必要とする。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修を要件としない。

改修の工法・施工等

- (1)窓・ガラスの工法及び施工
- ア 窓・ガラスの改修は、窓そのものを補助対象製品とする工法（カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付のいずれか）又は、ガラスを補助対象製品とする工法（ガラス交換）とする。
- ※カバー工法窓取付とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法のこと。
- ※ガラス交換は、熱貫流率（Ug 値）1.5 以下の製品（グレードが G0 又は G1）に限り補助対象とする。
- イ 以下の窓・ガラスは改修を要件としない。
- (ア) 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）
 - (イ) 300mm×200mm以下のガラスを用いた窓
 - (ウ) 換気を目的としたジャロジー窓
 - (エ) ガラスブロック
- ウ テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（テラスドア、勝手口ドアの名称で登録されているものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とする。なお、採風・通風タイプは製品名に「採風・通風」とあるものが使用されているものを補助対象とする。
- エ 天窓は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いて改修する場合

	<p>は補助対象とする。</p> <p>(2) 断熱材の施工</p> <p>ア 天井改修は、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修する必要がある。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修を要件としない（天井全体面積の最大15%まで）。</p> <p>イ 床改修は、改修する居室等の外気に接する床（張出し床、ガレージ上、アールコープ等）及び外気に通じる床裏に接する床（その他の床、と呼びます。）を全て改修する必要がある。ます。ただし、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合、土間床は改修を要件としない。</p> <p>(3) 玄関ドアの改修</p> <p>補助対象となる製品（玄関ドア）に記載されている要件を満たす製品を使用すること。</p>
<p>既設断熱材・窓・ガラス</p>	<p>交付申請時に既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材が環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品である場合、以下の証明書を提出することで、その部分の改修要件としないことができる。ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士による証明書 ・ 建築士免許証の写し ・ 該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等 ・ 該当する全ての箇所の現況写真 ・ その他市長の求めるもの

別表2（補助対象者）

(1) 住宅用地球温暖化対策設備

別表1に掲げる対象設備の番号	補助対象者の要件			
	自ら居住し、かつ、所有(同居の親族の所有を含む。)する市内の戸建住宅(専用住宅のみとし、併用住宅は含まない)に対象設備を購入し、自ら設置しようとする者。	自ら居住し、かつ、所有(同居の親族の所有を含む。)する市内の戸建住宅(併用住宅を含む)に対象設備を購入し、自ら設置しようとする者。	自ら居住の用に供するための市内の戸建住宅(専用住宅のみとし、併用住宅は含まない)の新築に合わせて対象設備を設置しようとする者。	自ら居住の用に供するための市内の戸建住宅(併用住宅を含む。)の新築に合わせて対象設備を設置しようとする者。
(1)	○	×	○	×
(2)-ア	○	×	○	×
(2)-イ	○	○	○	○
(2)-ウ	○	○	○	○
(3)	○	○	○	○
(4)-ア	○	○	○	○
(4)-イ	○	○	○	○
(5)	×	×	○	×
(6)	○ (自らの所有に限る)	×	×	×
(7)	○	×	○	×

※併用住宅とは、居住の用に供する建物空間（居住部分）と、店舗、事務所など業務の用に供する建物空間（業務部分）とが合わさって、一つの建物となっている住宅のことをいい、それぞれの部分は区分され、それぞれ独立して利用されるものをいう。また、併用住宅に対して全部が居住の用に供される建物を専用住宅という。

(2) 事業用地球温暖化対策設備

別表1に	補助対象者の要件
------	----------

掲げる対象設備の番号	<p>市内に主たる事務所又は事業所等を有している事業者（以下「市内事業者」という。）で対象設備を購入し、自ら設置し、その事業の用に供する者で、下記のアからオのいずれにも該当しない者。</p> <p>ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者</p> <p>ウ 政治団体</p> <p>エ 宗教上の組織もしくは団体</p> <p>オ アからエまでに掲げる者のほか、補助金の主旨・目的に照らして適当でないと岡崎市長が判断する者</p>
(8)	○
(9)	○
(10)	○
(11)	○

(3) PPA モデル活用地球温暖化対策設備

別表1に掲げる対象設備の番号	<p>補助対象者の要件</p> <p>需要家（対象設備が設置される市内事業者をいう。）に対し、PPAモデル（第三者が所有する対象設備により発電された電力を供給するモデルをいう。）により対象設備を設置しようとする事業者（以下「PPA事業者」という。）であって、別で定める脱炭素関連事業者として登録を受けている者。</p>
(12)	○
(13)	○

別表3（補助金の交付申請に必要な添付書類）

別表1に掲げる 対象設備の番号	必要な書類
(1)~(13)	<p>対象設備を設置する住宅や事業所などの所在地が分かる地図の写し</p> <p>対象設備の設置工事着手前における設置場所の写真 ※インスタント写真は不可とし、別表3-1に掲げる写真の条件を満たすこと。</p> <p>市税の完納が証明されている完納証明書（2か月以内発行） ※本市への転入予定者をはじめ非課税などの理由により完納証明書を添付できない者は、完納証明書不添付理由書を提出すること。 ※市税に関して猶予を適用される者は、市税の猶予が適用されていることが確認できる書類（2か月以内発行）を提出すること。 ※別表2(3)に規定するPPA事業者にあつては、対象設備が設置される需要家に係る市税の完納が証明されている完納証明書（2か月以内発行）も併せて提出すること。</p> <p>対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し ※電子契約の場合は、電子契約システム（クラウドサイン、DocuSignなど）からダウンロードしたタイムスタンプが付与されている確定済みのファイルの写しとすること。 ※申請する対象設備に係る補助対象経費が判別できない場合は、その内訳書等も提出すること。また、(10)及び(11)の対象設備を申請する場合は、既設の設備の買替えに係る工事費用などについても内訳書等に明記すること。</p>
(8)~(11)	<p>履歴事項全部証明書（2か月以内発行） ※法人登記が無く履歴事項全部証明書の提出が不可な場合は、税務署受付印のある直近の確定申告書【(第一表・第二表)及び収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）】を提出すること。 ※ただし、決算期を一度も迎えていない場合のみ、税務署受付印のある開業届の写し</p> <p>法人所在証明書 ※ただし、履歴事項全部証明書等で対象設備を設置する所在地が確認できる場合、省略可とする。</p>
(1)、(2)-ア、(6) ~(13)	<p>工事受注申出書 ※対象設備の工事施工を請負う脱炭素関連事業者が作成すること。</p>
(1)、(8)、(12)	<p>導入する太陽電池モジュールが、(財)電気安全環境研究所（JET）又は他の機関による認証を受けていることが分かる書類</p>

	<p>導入する太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナーの定格規格出力が分かる書類</p> <p>※製造者（製造元）のカタログの写しなど。</p>
(1)	<p>住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用品）に係る誓約書</p> <p>住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用品）設置計画書</p> <p>住宅用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用品）発電電力消費量計画書</p>
(2)-ア、(2)-イ、 (2)-ウ	<p>対象設備がSIIにより登録されていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p>
(2)-ア	<p>住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（重点対策加速化事業活用品）に係る誓約書</p>
(3)	<p>対象設備が一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p>
(4)-ア、(4)-イ	<p>対象設備が一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p>
(6)	<p>既存断熱改修（重点対策加速化事業活用品）に係る誓約書</p> <p>既存住宅断熱改修総括表・明細書（断熱材・窓・ガラス）</p> <p>平面図</p> <p>※改修前の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位と室名、改修箇所を明示すること</p> <p>※改修後の1/100～1/50程度の平面図（改修しないフロアも含む）に方位と室名、改修箇所を明示すること</p> <p>窓・ガラス改修がある場合は既存断熱改修明細書に記載した番号と同じ番号が明記されていること</p> <p>求積図・求積表（断熱材を使用する場合）</p> <p>※既存住宅断熱総括表に記載される延べ床面積を示したものの。算定式が明記されていること</p> <p>補助対象床面積を示したものの。改修率の算定式・改修率が明記されたもの</p> <p>部位ごとに、断熱材の施工面積を明示したものの。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色で明示されていること</p> <p>求積図に番号を記載し、既存住宅断熱明細書の求積表番号・施工面積と整合していること</p>

	<p>立面図（断熱材を使用する場合）</p> <p>※東西南北4面がわかる改修後の立面図であること</p>
	<p>姿図（ガラス改修を行う場合）</p> <p>※内覧図で記載し寸法が示されていること。</p> <p>窓番号・ガラス番号が記載され、既存住宅断熱明細書の求積表番号・施工面積と整合していること</p>
(7)	<p>家庭用燃料電池システム（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書</p> <p>対象設備が一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p>
(8)	<p>事業用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書</p> <p>事業用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）設置計画書</p> <p>事業用太陽光発電設備（重点対策加速化事業活用型）発電電力消費量計画書</p>
(9)	<p>住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書</p>
(10)	<p>高効率空調機器（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書</p> <p>対象設備がSIIにより登録されていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p> <p>既存の設備及び対象設備に係る製品仕様書の写し</p> <p>既存の設備に対して30%以上の省CO₂効果が確認できるもの</p> <p>※既存の設備及び対象設備が複数台ある場合は全て提出すること。</p> <p>※省CO₂効果の算定については、SIIが公開する省エネ計算プログラム又はSII省エネ計算フォーマットを用いて算出されたエネルギー使用量(kWh/年)の値をもって削減率を算定すること。ただし、使用時間については新旧の設備において同一の値を用いること。</p>
(11)	<p>高効率照明機器（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書</p> <p>対象設備がSIIにより登録されていることが分かる書類</p> <p>※登録画面の写しなど。</p> <p>対象設備が該当する、調光制御機能を確認できるもの及び固有エネルギー消費効率(lm/W)が確認できる書類</p> <p>※製造者（製造元）のカタログの写しなど。</p>
(12)	<p>事業用太陽光発電設備（PPAモデル活用型）に係る誓約書</p> <p>事業用太陽光発電設備（PPAモデル活用型）設置計画書</p>

	事業用太陽光発電設備（PPA モデル活用型）発電電力消費量計画書
(12)、(13)	サービス料金の積算根拠及び補助金額相当分が控除されていることが分かる書類 ※控除額は補助金額相当分の 4/5 以上であること。
	導入する設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
(13)	事業用定置用リチウムイオン蓄電システム（PPA モデル活用型）に係る誓約書
その他	市長が必要と認める書類 ※交付申請書、様式又は必要な添付書類のみでは審査が困難である場合などに求めるもの。

別表 3 - 1 (対象設備の工事着手前における設置予定場所の写真の条件)

別表 1 に掲げる 対象設備の番号	写真の条件
共通	カラーであること
(1)~(4)、(6)~(13)	<p>対象設備を設置する建物の全景が分かること</p> <p>※建物単体の近接写真ではなく、敷地境界や周辺環境（道路、隣接物など）との位置関係が確認できる引きの構図とすること。</p> <p>※(1)~(4)及び(7)の対象設備を申請する場合において、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は、施工中の状態又は敷地全体が確認できる写真。</p>
(1)、(8)、(12)	<p>太陽電池モジュールが設置されていないこと</p> <p>※設置予定の屋根面の写真。ただし、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は不要。</p>
(2)-ア、(2)-イ、 (2)-ウ、(9)、(13)	<p>蓄電システム本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。ただし、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は不要。</p>
(3)	<p>V2H 本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。ただし、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は不要。</p>
(4)-ア、(4)-イ	<p>太陽熱利用システム本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。ただし、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は不要。</p>
(5)	<p>敷地全体が分かること</p> <p>※敷地境界や周辺環境（道路、隣接物など）との位置関係が確認できる引きの構図とすること。</p>
(6)	<p>断熱改修前の状況が分かること</p> <p>※施工予定部位（壁・窓・ドアなど）の写真。</p>
(7)	<p>家庭用燃料電池システム本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。ただし、設置予定の住宅の対象設備設置予定部分が施工されていない場合は不要。</p>
(10)	<p>買替えを行う既設の高効率空調機器本体が設置されていること</p> <p>※買替えを行う既設の高効率空調機器本体の写真。</p>
	<p>買替えを行う既設の高効率空調機器本体の型番が分かること</p>

	<p>※買替えを行う既設の高効率空調機器本体の銘板等の写真。</p> <p>導入する高効率空調機器本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。買替えを行う既設の高効率空調機器と異なる場所に設置する場合。</p>
(1)	<p>買替えを行う既設の高効率照明機器が設置されていること</p> <p>※買替えを行う既設の高効率照明機器本体の写真。</p> <p>導入する高効率照明機器本体が設置されていないこと</p> <p>※設置予定場所を示した写真。買替えを行う既設の高効率照明機器と異なる場所に設置する場合。</p>

※1 設置前後の位置関係が判別できるよう、撮影すること。(複数枚提出可。)

※2 申請日の直前に撮影された写真とすること。

別表4（実績報告に必要な添付書類）

別表1に掲げる対象設備の番号	必要な書類
(1)～(13)	対象設備の設置状態が確認できる写真 ※ただし、(6)の対象設備については既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）設置確認表によること。 ※インスタント写真は不可とし、別表4-1に掲げる写真の条件を満たすこと。
	補助対象経費に係る領収書の写し ※ただし、領収書の写しが提出できない場合に限り、請負事業者が作成した領収証明書を提出すること。
(1)～(4)、(7)～(13)	対象設備に係る保証書の写し
(1)、(2)-イ、(3)、(5)、(6)、(7)	岡崎産再エネ電気の購入に係る契約の事実が確認できる書類 ※岡崎市地産地消再エネ事業者が発行したものに限る。
(1)、(2)-イ、(5)	太陽光発電設備により発電した余剰電力に係る売電契約の事実が確認できる書類 ※岡崎市地産地消再エネ事業者が発行したものに限る。
(5)	国が実施する補助事業の補助金の交付決定通知の写し ※GX志向型住宅又はZEH+として交付決定を受けた住宅であること。
	国が実施する補助事業の完了報告の審査が適正に完了したことを証する書類 ※GX志向型住宅又はZEH+として審査の完了を受けた住宅であること。 ※審査状況が「確定」または「振込手続き中」など、補助金の交付が認められた状態であることが客観的に判断できる書類に限る。
	設置した太陽電池モジュールの配置図 ※発行者名、補助金申請者名、太陽電池モジュールの型式と出力が明記されていること。
(6)	既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）完了実績報告書
	既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）設置確認表
	既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）施工証明書
	既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）出荷証明書
(8)、(12)	電力の売買に係る契約書の写し ※余剰電力を売電しない場合等、契約書が無い場合は、電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写しとする。
(12)、(13)	PPA事業者と需要家の間で締結されたPPA契約書の写し
その他	市長が必要と認める書類

	※実績報告書、様式又は必要な添付書類のみでは審査が困難である場合などに求めるもの。
--	---

別表 4 - 1 (対象設備の設置状態が確認できる写真の条件)

別表 1 に掲げる 対象設備の番号	写真の条件
共通	カラーであること
(1)~(5)、(7)	対象設備を設置した建物が新築の場合、その建物の全景が分かること ※建物単体の近接写真ではなく、敷地境界や周辺環境（道路、隣接物など）との位置関係が確認できる引きの構図とすること。
(1)、(8)、(12)	設置した太陽電池モジュールの枚数及びパワーコンディショナーの設置状態が分かること ※対象設備を設置した屋根面の写真など。
	太陽光発電設備による発電電力量等が分かること ※計測器の画面等の写真。
(2)~(4)、(7)、(9) ~(11)、(13)	申請時に提出した対象設備の設置予定場所を示した写真と比較して、対象設備本体が同じ場所に設置されていることが確認できること
(2)~(4)、(7)、(9) ~(11)、(13)	保証書に記載されている対象設備の型式や製造番号等が分かること ※対象設備に貼付等されている銘板などの写真。 ※確認できない場合は、対象設備に係る出荷証明書等で代用できるものとする。

※ 1 交付申請時に提出した写真と設置前後の位置関係が判別できるよう撮影すること。(複数枚提出可。)

別表 5 (処分制限期間)

対象設備の区分	対象設備		期間
住宅用地球温暖化対策設備	(1)	住宅用太陽光発電設備 (重点対策加速化事業活用型)	17 年間
	(2)-ア	住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム (重点対策加速化事業活用型)	6 年間
	(2)-イ	住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム (岡崎産再エネ電気活用型)	
	(2)-ウ	住宅用定置用リチウムイオン蓄電システム	
	(3)	V2H	5 年間
	(4)-ア	太陽熱利用システム (強制循環型)	15 年間
	(4)-イ	太陽熱利用システム (自然循環型)	
	(5)	ZEH	6 年間
	(6)	既存建築物断熱改修 (重点対策加速化事業活用型)	10 年間
(7)	家庭用燃料電池システム (重点対策加速化事業活用型)	6 年間	
事業用地球温暖化対策設備	(8)	事業用太陽光発電設備 (重点対策加速化事業活用型)	17 年間
	(9)	事業用定置用リチウムイオン蓄電システム (重点対策加速化事業活用型)	6 年間
	(10)	高効率空調機器 (重点対策加速化事業活用型)	15 年間
	(11)	高効率照明機器 (重点対策加速化事業活用型)	15 年間
PPA モデル活用 地球温暖化対策設備	(12)	事業用太陽光発電設備 (PPA モデル活用型)	17 年間
	(13)	事業用定置用リチウムイオン蓄電システム (PPA モデル活用型)	6 年間